

釜石市中央ブロック復興事業の完了に向けて

派遣先 釜石市復興推進本部都市整備推進室
所属 危機管理室 危機管理課
氏名 明松 誠一郎
活動期間 平成29年4月25日～（継続中）

1 はじめに

釜石市での私の業務は、釜石市中央ブロック（東部地区）における嵩上げ造成及び道路、宅地整備等の設計・監督です。採択した事業は、事業認可を経ず、迅速に事業化可能な「津波復興拠点整備事業」としてしています。本稿は、令和元年12月末に事業完了予定の同事業について、事業内容とその変遷について報告します。

2 事業概要

釜石市中央ブロックは、大別して釜石市復興整備事業の4区域あるうちのひとつで、北は片岸鵜住居地区、両石地区、南は平田地区に挟まれた釜石市街地中心部の東部地区と嬉石松原地区に位置します。（図-1）（写真-1）

本事業は、設計施工等業務に係るプロポーザル審査を経て選定された4社で構成された中央ブロック提案体が母体となります。担当業務は、

「用地買収補助業務」「測量調査設計業務」「工事監理業務」「建設工事」があり、それぞれ専門分野の担当会社が直接発注者と契約して、業務を履行します。

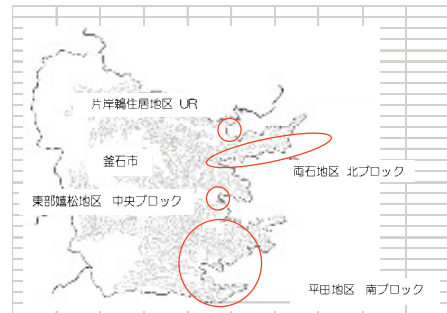


図-1. 釜石市復興整備事業位置図



工期:平成25年12月～平成31年3月25日

釜石市中央ブロック復興整備事業共同提案体
【秋篠谷組・柳小澤組・熊新日・日鉄監コンサルtant組】

写真-1. 釜石市中央ブロック復興整備事業（撮影日：平成30年11月20日）

3 事業の特徴

本工事の大きな特徴は、以下の通りです。

- ① 全体工期が約6年と長い。
- ② 発注工事件数が約70件と多い。
- ③ 工事中に期日指定で宅地の部分引渡がある。
- ④ 釜石中心市街地は戦時中に艦砲射撃を2回受けているため、杭打設や地盤改良工事の前に磁気探査調査が必要。

次に業務概要と建設工事概要を記します。

【業務名】:釜石中央ブロック復興整備事業設計施工等業務
【共同提案体構成】
 (株)熊谷組・(株)小澤組・(株)新日・日鉄鉱コンサルタント(株)
【業務内容】①用地買収補助業務:(株)新日
 ②測量調査設計業務:(株)新日・日鉄鉱コンサルタント(株)JV
 ③建設工事:(株)熊谷組・(株)小澤組 JV
 ④工事監理業務:(株)熊谷組・(株)新日 JV
【業務工期】:H25年12月16日～H31年12月31日
【工事場所】:岩手県釜石市東部地区及び嬉石松原地区

【釜石中央ブロック建設工事概要】
 ①施工面積:約40ha(東部約27ha、嬉石松原約13ha)
 ②基盤整備:敷地造成盛土工(55万m³)、擁壁工(6km)舗装工(9.5万m²)、道路排水工(27.3km)
 ③施設整備:雨水排水(2.4km)、汚水排水(9.6km)、配水設備(14km)、消火設備整備工
 ④盛土材仮置場:敷地造成、盛土材受入(約88万m³)
 ⑤盛土材製造:プラント設備設置撤去、岩破碎・混合工(約62万m³製造)

4 工事監理と建設工事間での取組み

- ① 本業務での工事監理業務は、一般的なCMRの位置付けではなく、各種業務間の情報共有から優先順序や問題点を中央ブロック提案体内に周知改善することを目的とし、更に発注者間との連絡調整も早期に図る役割も兼ねます。

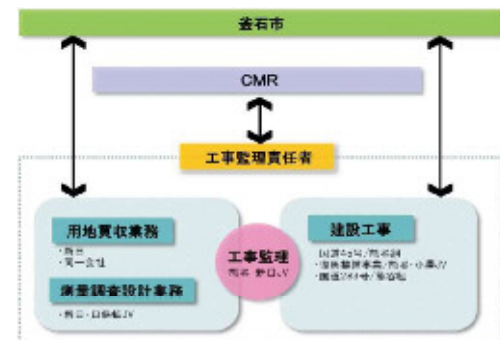


図-2. 工事監理体制

- ② 工事監理責任者は、建設工事関係者から選定し、用地買収補助業務、測量調査設計業務、建設工事の各進捗状況の確認を、関係者を招集し提案体会議を実施し、情報共有から問題点の早期改善を図ります。(図-2)
- ③ 関連事業者も多岐にわたるため、毎月関連事業者間調整会議を実施し、施工手順の調整から問題点の共有を図ります。(電力、通信6社、ガス、市、CM等)

5 津波復興拠点整備事業について

東部地区は、津波復興拠点整備事業で行っています。

これは一旦市で地権者から用地を買収し登記後、被災希望地権者から優先的に再分譲を行う事業です。

用地買収には、地権者の一時転移や不明相続人等が多く発生し、それに伴い工事着手が約1年6か月遅れました。また津波被害に直接遭わなかった既存住民の生活道路やライフラインの確保が条件となるため、仮設工事として迂回路造成や電力、通信、汚水、水道、ガス等の切り回し工事が頻繁に発生し、工事量の増からも工程遅延を生じました。



図-3. 東部地区土地利用計画図

6 嵩上げ工事に用いる盛土材

本事業の特徴として、現場での盛土材製造作業があります。

復興事業の組立として、三陸沿岸道路のトンネル掘削土（岩類・マサ土類）が国交省工事で発生するため、釜石市が必要な嵩上げ盛土材に利用すると官官での計画段階での合意が現地盛土材製造工事につながっています。よって盛土材製造条件として、粒度分布を考慮した品質が高く、効率的な製造視点で、現場での盛土材配合方法を検討しました。

【製造条件】

- ① 盛土材混合比率
37.5mm～100mm アンダー比率 40%以上
- ② 混合土製造能力：440t/時間
- ③ 混合土製造量と製造期間
72万 m^3 、2か年

プラント設備の概要として高い品質の盛土材を製造するため、物性値変化に対応して、2段階で篩分け・破碎を行い重量比率により粒度別に配合することとしました。

また発生土の受入場所、盛土材の製造場所、製造した盛土材のストック場所を区別し、仮置場を効率的に使えるように計画しました。混合土製造実績は、平成27年10月より本格製造にかかり、平成30年1月迄の28ヶ月間で約579,000 m^3 、月最大28,000 m^3 、月平均20,700 m^3 でした。計画との差異は、盛土受入先の需給バランスにより発生しましたが、ほぼ製造工程による影響は盛土受入先には及びませんでした。

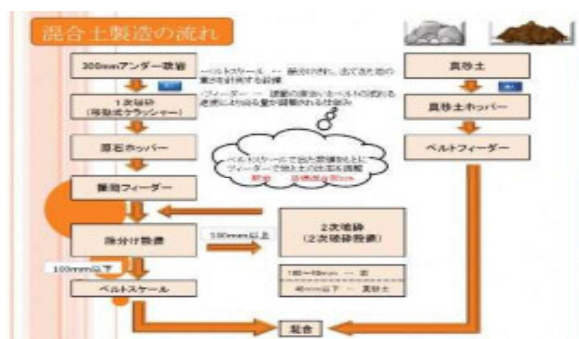


図-4. 混合土製造フロー図



写真-2. プラント全景

7 補強土壁工について

東部地区東側での幹線道路擁壁として、当初、現場打ちコンクリート擁壁や2次製品としてのL型擁壁または補強土壁等の選択肢があるなか、東部地区では、補強土壁工法を採用しました。採用理由として、擁壁工と盛土工を同時に進める必要があることに加え、擁壁延長、高さの規模が大きいこと、沿岸に位置するため、塩害に強い構造であることからアダムウォール工法としました。

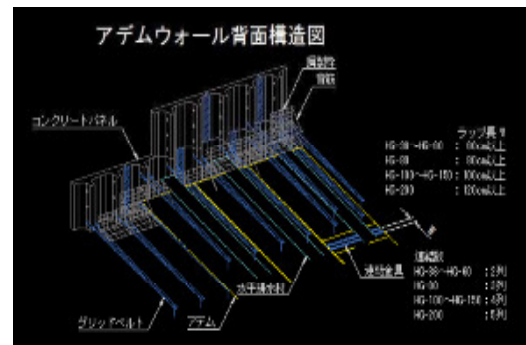


図-5. アダムウォール背面構造図

アダムウォールの特徴は、下記のとおりです。

- ① 外壁面（コンクリートパネル）とアダム本体の内壁面で構成した二重壁構造のため、外壁面に影響が出にくく、締固めが十分に行え、堅固な盛土が施工できる。また背面盛土構造が布団かご方式で層毎に盛土材を包み込むため、 $\phi 100\text{mm}$ 以下の岩砕を混入した当現場の混合土材にも問題なく適応できる。
- ② 塩害対策として、部材を繊維系等非金属材料で構成されていて、パネルも短繊維を混入した無筋コンクリート施工を行っているため塩害に強い。
- ③ 外壁と内壁の隙間は単粒砕石で充填するため排水が非常に良くまた盛土材を吸出し防止材で包むため、盛土材の流出が少なく沈下しにくい構造である。

延長：768m、パネル面積：3,259m²、高さ：3.6m～7.2m
パネル段数：1段～8段、施工期間：12ヶ月
月当たり施工：272m²/月、64m/月
施工中平均盛土量：171,000m³/年、14,250m³/月

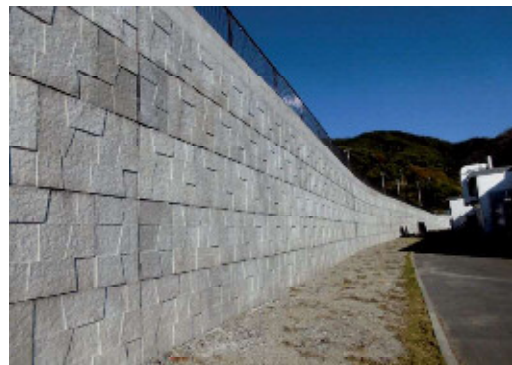


写真-3. 補強土壁（アダムウォール）

8 おわりに

復興事業に携わり感じたことは、住民が生活している状況下での復興工事において、既設住民生活のライフラインの確保はもとより、生活道路の確保を常に優先計画として検討することが重要だということです。当初計画の仮設道路等は、各種条件変更により見直しが幾度か発生し、工事期間の遅延や工事価格の増額につながりました。

中央ブロックの全体進捗率は、平成30年12月時点で約93%と最後の追込みに入っています。本稿が出版される時点では、ほぼ宅地造成も概成していると思われ、被災者の新築が活発に行われていることに思いを馳せるとともに、釜石への復興に少しでも寄与できたことと、本工事で多くの絆を得たことを宝に、この経験を次世代に伝えたいと思います。

震災復興事業において土地収用法が適用できない

買収不能案件の法的処理について

派遣先 釜石市復興推進本部都市整備推進室
所属 危機管理室 危機管理課
氏名 菅野 信幸
活動期間 平成29年4月1日～平成31年3月31日

平成29年4月1日に釜石市に赴任してから2年近くが経過しました。去年は、積雪が融けずに1月中旬から3月上旬まで2ヶ月近く凍結した道路を通勤しました。内陸に出張帰りの夜には一面銀世界の中凍結した道路を運転するような本当に恐ろしい経験もしました。今年はまだ雪は積もっていません。どうかこのまま積もりませんように。

私の仕事は、同僚の原田氏と2人で釜石市東部地区の津波復興事業の用地を買収する事です。原田氏とは北九の用地課時代から面識がありました。原田氏は多人数共有の用地買収の経験が豊富で一緒に仕事をする上で参考になる事が多くありました。

震災から7年近くが経過してしまっていたので用地買収は大半が終わっています。未買収地として残っている土地は、買収困難案件ばかりでした。

通常の用地買収ですと、このような最後に残った買収困難案件は、土地収用法に基づいて県の収用委員会に申し立てを行うこととなりますが、震災復興事業では地元地権者の同意を得て、未買収地についても既に5m以上のかき上げ造成工事を行っています。土地の工事に手を付けている以上、起業者として土地収用法を利用することはできません。

しかし、土地の所有権を取得しなければ、被災者に土地を分譲して自宅を再建してもらうことができません。

土地収用法を使わずに土地の所有権を取得する方法はないのでしょうか。

(1) 所有者死亡で相続人多数の案件

買収困難案件には、共通の特徴があります。所有者は既に死亡していて子供がいない、多数の兄弟がいてその兄弟も死亡しているため、その子・孫に相続権があり法定相続人が数十人いるケースです、買収できず残っていた案件は7件ありましたが、全てこのケースでした。

用地を買収するためには、相続人全員の印鑑と印鑑証明が必要ですが、法定相続人の数が多いため数名の行方不明者がいました。不在者財産管理人を選定して相続登記を行い、権利者として登記された人と最終的に契約する事になります。7件中4件はこのように地権者全員の印鑑を集めるのに時間はかかりましたが、任意交渉で何とか買収することができました。しかし残り3件はそれぞれに交渉に応じない、

反応しない、無視するなどの全く会うことのできない地権者が存在していましたので、任意交渉での買収は不可能でした。

(2) 遺産分割調停制度について

民間において遺産分割の話がこじれた場合は、裁判所の遺産分割調停制度を利用することが一般的だと思いますが、この様に全てを無視する反応しない人間が1人でもいれば、話はまとまらず調停は成立しないでしょう。この制度について調べてみると、平成25年に家事審判法が廃止され新たに家事事件手続法が施行され、この中で遺産分割調停が不成立の場合、裁判所が調停に代わる審判を出せるようになっていました。

調停に代わる審判は確定すれば確定判決と同じ効力があるので、これをもって相続人を確定させ土地売買契約を結ぶことが可能となります。

しかし市としては遺産分割の当事者ではないので、主な相続人に対して市の任意交渉による用地買収は不可能なため、今後は相続人全員で土地の管理をしていただきたい旨話をしました。

相続人としては、「売却もできない維持管理の義務だけがある土地を残されても困る、何か良い方法はないのか」と聞かれるので、裁判所に遺産分割調停の申立を行えば何等かの結論を得られる旨回答しました。

残った3件とも相続人の1名が遺産分割調停の申立を行うこととなりました。実際の法手続きは弁護士が行うため、釜石市のひまわり基金弁護士事務所を紹介しました。その内の1件は、土地だけでなく補償すべき建物がありました。しかも津波復興事業の支障となるため、一部相続人の同意により既に、市が解体済でした。非木造3階建の物件で高額な補償金です。市としては支払をしたいのに全員の印鑑が集まらないため支払できない状態でしたから、今回失敗すると次は市が訴えられる事は極めて高い確率で予想できます。このことがプレッシャーとなり強いストレスを感じました。とにかく初めて使う法的処理で失敗できないため、原田氏と共に処理手順を逐一確認しながら手続きを進めていきました。

管轄裁判所の書記官とは事前に、釜石市の津波復興事業で用地の買収困難案件3件について、民間の遺産分割調停制度を利用して権利者を確定させたいとの話をしておきました。また「調停申立人が利益分担金を支払う事を条件に、この調停を無視・反応を示さない法定相続人の法定持分を申立人に集める」旨の調停に代わる審判を出すことが可能であることも確認していました。

(3) 調停に代わる審判が出されるまでの手続きについて

実際の手続きについては、裁判所から法定相続人に送付される相続意向調査に速やかに回答するよう各相続人に要請するとともに、相続放棄を希望する人には、放棄ではなく申立人への譲渡をお願いした。これは最終的に権利者として残る無反応者に他の人の放棄された持分が流れる事を防ぎ、弁護士費用を負担する申立人の経済的負担事を考慮したものです。実際には裁判所から相続人に出される書類は分厚く70歳以上が多い相続人には、すぐに提出するのは困難でしたから、それぞれの

地域で本家宅等に集まっていただき、書き方説明会を開いて周知しました。1物件あたり数十人の相続人がいましたので、かなり時間を要しました。

相続意向調査の資料が裁判所に出そうと、1ヶ月程度で調停に代わる審判が出されました。この審判により、遺産分割調停を無視している相続人の持分が利益分担金と引き換えに申立人に相続されることとなります。

この審判書は、2週間の抗告期間が終了すると確定するので、その後申立人等の権利者と土地売買契約を行いました。

この度の東部地区の用地買収完了にあたっては、協力・相談に乗っていただいた釜石市の同僚、上司の方、花巻の司法書士、ひまわり事務所の弁護士、遠野家庭裁判所・宮古法務局の方々に心から感謝申し上げます。

釜石市津波復興拠点整備事業（東部地区）



東部地区の用地買収が終わり分譲された土地に次々に家屋が建設されています。

（平成31年2月6日撮影）